

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

### 訓 令 甲

○高等技術専門学校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する訓令

(産業人材対策課)

二

### 告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

二

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(長寿社会政策課)

二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

( )

三

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

( )

三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

( )

四

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

( )

五

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

( )

五

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

六

○認証食品の認証

(食産業振興課)

六

○育種母樹林の指定

(森林整備課)

七

○保安林の指定の解除の予定

( )

七

○保安林の指定の予定(三件)

( )

七

○保安林の指定施設要件の変更

( )

八

○岸壁、物揚場及び栈橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)

並びに廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託

(水産業基盤整備課)

九

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

九

## 規 則

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則(昭和五十年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「五年」を「十年」に改める。

第五条第二項中「五百円」を「七百円」に改める。

第七条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号

中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。  
様式第一号中

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一〇

○宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売 ( ) 一〇

○宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 ( ) 一〇

○宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 ( ) 一〇

○宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 ( ) 一〇

○宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 ( ) 一〇

○土地改良区役員就任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 一一

○土地改良区役員就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 一一

○土地改良区役員就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 一一

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 一二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 一三

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会) 一三



|            |   |                 |             |
|------------|---|-----------------|-------------|
| 〇四七二二〇二二九一 | デイサービスセンター虹の丘<br>栗原市若柳武鎗字南下土手百八番地一                | 株式会社マイホーム       | 平成二十二年三月一日  |
| 〇四七一四〇〇五五六 | 社会福祉法人慶和会デイサービスセンター大曲花いちもんめ<br>東松島市大曲字堰の内南三十四番五十四 | 社会福祉法人慶和会       | 平成二十二年三月一日  |
| 〇四七五一〇三一一五 | デイサービスむらでん柏木<br>仙台市青葉区柏木一丁目三番二十三号                 | 有限会社村伝          | 平成二十二年三月一日  |
| 〇四七二二〇二二〇九 | 介護いづくしみの家新館木<br>栗原市一迫真坂字清水槻木一番地一                  | 有限会社グロリア・プランニング | 平成二十二年三月十五日 |

三 福祉用具貸与

|                         |  |                                     |                     |
|-------------------------|--|-------------------------------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号<br>〇四七二六〇〇六四二 | 事業所の名称及び所在地<br>ヒーリングハウス<br>宮城郡松島町松島字石田沢三十二番一 | 事業者の名称又は氏名<br>株式会社ショウケイヘル<br>スケア研究所 | 指定年月日<br>平成二十二年三月一日 |
| 〇四七一〇〇三八八               | 上のハウジング福祉事業部<br>岩沼市たけくま二丁目五番九号               | 株式会社上の組                             | 平成二十二年三月十五日         |

四 特定福祉用具販売

|                         |  |                                     |                     |
|-------------------------|--|-------------------------------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号<br>〇四七二六〇〇六四二 | 事業所の名称及び所在地<br>ヒーリングハウス<br>宮城郡松島町松島字石田沢三十二番一 | 事業者の名称又は氏名<br>株式会社ショウケイヘル<br>スケア研究所 | 指定年月日<br>平成二十二年三月一日 |
| 〇四七一〇〇三八八               | 上のハウジング福祉事業部<br>岩沼市たけくま二丁目五番九号               | 株式会社上の組                             | 平成二十二年三月十五日         |

〇宮城県告示第四百五十二号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                         |   |                   |                     |
|-------------------------|---|-------------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号<br>〇四五〇二八〇〇六〇 | 事業所の名称及び所在地<br>介護老人保健施設長山<br>石巻市広瀬字長山二百 | 事業者の名称<br>医療法人海邦会 | 指定年月日<br>平成二十二年三月一日 |
| 〇四七五五〇一九九五              | ひかりケアサポーター仙台<br>仙台市泉区小角窪東五番地            | 株式会社ひかりケアサポーター仙台  | 平成二十二年三月一日          |
| 〇四七〇七〇〇七二七              | 相互台在宅介護センター<br>名取市相互台一丁目三番地の五           | ヒーロマイトリー株式会社      | 平成二十二年三月十五日         |

〇宮城県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

|                         |   |                                     |                     |
|-------------------------|---|-------------------------------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号<br>〇四七二六〇〇六四二 | 事業所の名称及び所在地<br>ヘルパーステーションいやし<br>の館<br>宮城郡松島町松島字石田沢三十二番一 | 事業者の名称又は氏名<br>株式会社ショウケイヘル<br>スケア研究所 | 指定年月日<br>平成二十二年三月一日 |
| 〇四七五二〇三二〇七              | 仙台中央サポーターセンター<br>仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号                      | 一般社団法人ヒューマンサポーター                    | 平成二十二年三月一日          |
| 〇四七五五〇二二〇九              | はる介護サービス・天神沢<br>仙台市泉区天神沢一丁目十一番五号セントヒルズB六                | 株式会社アイル・A i s<br>le                 | 平成二十二年三月一日          |

二 介護予防通所介護

|                         |  |                         |                     |
|-------------------------|--|-------------------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号<br>〇四七一四〇〇五五六 | 事業所の名称及び所在地<br>社会福祉法人慶和会デイサービスセンター大曲花いちもんめ<br>東松島市大曲字堰の内南三十四番五十四 | 事業者の名称又は氏名<br>社会福祉法人慶和会 | 指定年月日<br>平成二十二年三月一日 |
| 〇四七五一〇三一一五              | デイサービスむらでん柏木<br>仙台市青葉区柏木一丁目三番二十三号                                | 有限会社村伝                  | 平成二十二年三月一日          |

|              |                                    |                        |
|--------------|------------------------------------|------------------------|
| 三 介護予防福祉用具貸与 |                                    |                        |
| 介護保険事業所番号    | 事業所の名称及び所在地                        | 事業者の名称又は氏名             |
| 〇四七二一六〇〇六四二  | ヒーリングハウス<br>宮城郡松島町松島字石田沢<br>三十二番一  | 株式会社シヨウケイヘル<br>スクエア研究所 |
| 〇四七二一〇〇三八八   | 上のハウジング福祉事業部<br>岩沼市たけくま二丁目五番<br>九号 | 株式会社上の組                |
| 指定年月日        |                                    | 指定年月日                  |
|              |                                    | 平成二十二年<br>三月一日         |
|              |                                    | 平成二十二年<br>三月十五日        |

|                |                                    |                        |
|----------------|------------------------------------|------------------------|
| 四 特定介護予防福祉用具販売 |                                    |                        |
| 介護保険事業所番号      | 事業所の名称及び所在地                        | 事業者の名称又は氏名             |
| 〇四七二一六〇〇六四二    | ヒーリングハウス<br>宮城郡松島町松島字石田沢<br>三十二番一  | 株式会社シヨウケイヘル<br>スクエア研究所 |
| 〇四七二一〇〇三八八     | 上のハウジング福祉事業部<br>岩沼市たけくま二丁目五番<br>九号 | 株式会社上の組                |
| 指定年月日          |                                    | 指定年月日                  |
|                |                                    | 平成二十二年<br>三月十五日        |

○宮城県告示第四百五十四号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十二年四月三十日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|            |  |             |                  |
|------------|--|-------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称及び所在地                                | 事業者の名称又は氏名  | 廃止年月日            |
| 〇四七一四〇〇二五九 | ヘルパーステーションあん<br>しん<br>東松島市矢本字上館下三十<br>六番地一 | 有限会社丸菱      | 平成二十二年<br>三月三十一日 |
| 〇四七五一〇二二三四 | 合資会社風車<br>仙台市青葉区八幡三丁目五<br>番十二号滝前社一〇一       | 合資会社風車      | 平成二十二年<br>三月三十一日 |
| 〇四七五一〇二六〇四 | セントケア仙台<br>仙台市青葉区北根黒松六番<br>十五号             | セントケア東北株式会社 | 平成二十二年<br>三月三十一日 |
| 〇四七五一〇二八八五 | さざんか介護サービス                                 | 株式会社さざんか介護サ | 平成二十二年           |

|            |   |                  |
|------------|---|------------------|
| 二 訪問入浴介護   |   |                  |
| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称及び所在地                                       | 事業者の名称           |
| 〇四七五三〇〇〇六七 | 仙台ヘルパーステーション<br>そよ風<br>仙台市若林区卸町五丁目二<br>番一号卸町五丁目ビル | 株式会社メデカジャパン      |
| 〇四七五四〇一七〇九 | 宮城県訪問介護<br>仙台市太白区西中田四丁目<br>十四番二十号                 | 医療法人修楽会          |
| 廃止年月日      |   | 廃止年月日            |
|            |   | 平成二十二年<br>三月三十一日 |
|            |   | 平成二十二年<br>三月三十一日 |

|             |                                      |                  |
|-------------|--------------------------------------|------------------|
| 三 通所介護      |                                      |                  |
| 介護保険事業所番号   | 事業所の名称及び所在地                          | 事業者の名称           |
| 〇四七二一三〇〇〇三八 | 特別養護老人ホーム若藤園<br>栗原市若柳武鏡字藤貫沢八<br>十五番地 | 社会福祉法人豊明会        |
| 廃止年月日       |                                      | 廃止年月日            |
|             |                                      | 平成二十二年<br>三月三十一日 |

|             |   |                   |
|-------------|---|-------------------|
| 四 短期入所生活介護  |   |                   |
| 介護保険事業所番号   | 事業所の名称及び所在地                               | 事業者の名称            |
| 〇四七二〇二〇一七二六 | 談話室&Cafe桜・さくら<br>石巻市水押二丁目九番市営<br>住宅四号棟十二号 | 特定非営利活動法人夢み<br>の里 |
| 〇四七二一三〇〇九八八 | 在宅複合型施設さくらの里<br>若柳<br>栗原市若柳川北塚原十五番<br>地五号 | 社会福祉法人宮城福祉会       |
| 廃止年月日       |   | 廃止年月日             |
|             |   | 平成二十二年<br>三月三十一日  |
|             |   | 平成二十二年<br>三月三十一日  |

|             |   |                  |
|-------------|---|------------------|
| 五 福祉用具貸与    |   |                  |
| 介護保険事業所番号   | 事業所の名称及び所在地                               | 事業者の名称           |
| 〇四七二一三〇〇九八八 | 在宅複合型施設さくらの里<br>若柳<br>栗原市若柳川北塚原十五番<br>地五号 | 社会福祉法人宮城福祉会      |
| 〇四七五二一〇一三六四 | 株式会社シバティンテック<br>ヘルスクエアレンタル事業部             | 株式会社シバティンテック     |
| 廃止年月日       |   | 廃止年月日            |
|             |   | 平成二十二年<br>三月三十一日 |

六 特定福祉用具販売

|            |  |              |              |
|------------|--|--------------|--------------|
| 〇四七五二〇一三六四 | 株式会社シバティンテック<br>ヘルスケアレンタル事業部<br>仙台市宮城野区日の出町三丁目五番二号 | 株式会社シバティンテック | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五二〇一三六四 | 株式会社シバティンテック<br>ヘルスケアレンタル事業部<br>仙台市宮城野区日の出町三丁目五番二号 | 株式会社シバティンテック | 平成二十二年三月三十一日 |

〇宮城県告示第四百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|            |   |             |              |
|------------|---|-------------|--------------|
| 〇四七五四〇二二四六 | ヘルパーステーションアシスト<br>仙台市太白区富沢三丁目二十八番三十一号             | 有限会社アシスト    | 平成二十二年三月二十五日 |
| 〇四七〇二〇〇九五七 | せんだんの杜ものうなかつ<br>やま居宅介護支援事業所<br>石巻市桃生町給人町字東町九十六番地二 | 社会福祉法人東北福祉会 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七〇二〇一〇一四 | せんだんの杜ものうなかつ<br>居宅介護支援事業所<br>石巻市桃生町牛田字雷五十番一       | 社会福祉法人東北福祉会 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七〇二〇一三九三 | 医療法人社団健育会あけぼのひまわり訪問看護ステーション<br>石巻市あけぼの三丁目一番五号     | 医療法人社団健育会   | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七一一〇〇一〇七 | 岩沼市西部地区在宅介護支援センター<br>岩沼市たけくま三丁目六八号                | 社会福祉法人敬長福祉会 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五二〇一三三四 | 合資会社風車<br>仙台市青葉区八幡三丁目五番十二号滝前荘一〇一                  | 合資会社風車      | 平成二十二年三月三十一日 |

|            |   |              |              |
|------------|---|--------------|--------------|
| 〇四七五二〇一三七二 | シバティンテック指定居宅介護支援事業所<br>仙台市宮城野区日の出町三丁目五番二号 | 株式会社シバティンテック | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五四〇二〇二二 | 心彩村介護支援センター太白<br>仙台市太白区青山二丁目三十三番地の二十三     | 株式会社ここみケア    | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五五〇〇三五一 | 心彩村介護支援センター<br>仙台市泉区野村字下西河原三番地の六          | 株式会社ここみケア    | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五五〇一六八〇 | セントケア泉<br>仙台市泉区みずほ台十二番五号                  | セントケア東北株式会社  | 平成二十二年三月三十一日 |

〇宮城県告示第四百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ一ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

|            |  |                     |              |
|------------|--|---------------------|--------------|
| 〇四七五二〇一三三四 | 合資会社風車<br>仙台市青葉区八幡三丁目五番十二号滝前荘一〇一         | 合資会社風車              | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五二〇二八八五 | さざんか介護サ一ビス<br>仙台市青葉区八幡一丁目四番二十二葉栄ハイツ二〇一   | 株式会社さざんか介護サ一ビス      | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五二〇二六〇四 | セントケア<br>仙台市青葉区北根黒松六番十五号                 | セントケア東北株式会社         | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五二〇二二五九 | ヘルパーステーションあんしん<br>東松島市矢本字上館下三十三番地一       | 有限会社丸菱              | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七四〇〇一〇一〇 | 有限会社真砂看護婦家政<br>紹介所<br>東松島市赤井字川前二二二二十六番地八 | 有限会社真砂看護婦家政<br>婦紹介所 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七五三〇〇〇六七 | 仙台ヘルパーステーション<br>そよ風                      | 株式会社メデカジャパン         | 平成二十二年三月三十一日 |

|            |                        |         |              |
|------------|------------------------|---------|--------------|
| 〇四七五四〇一七〇九 | 仙台市若林区卸町五丁目二番一号卸町五丁目ビル | 医療法人修楽会 | 平成二十二年三月三十一日 |
|------------|------------------------|---------|--------------|

二 介護予防訪問入浴介護

|           |                               |           |              |
|-----------|-------------------------------|-----------|--------------|
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地                   | 事業者の名称    | 廃止年月日        |
| 〇四七二二〇〇三八 | 特別養護老人ホーム若藤園 栗原市若柳武鎗字藤貫沢八十五番地 | 社会福祉法人豊明会 | 平成二十二年三月三十一日 |

三 介護予防通所介護

|            |                                    |               |              |
|------------|------------------------------------|---------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称及び所在地                        | 事業者の名称        | 廃止年月日        |
| 〇四七〇二〇一七二六 | 談話室&Cafe桜・さくら 石巻市水押二丁目九番市宮住宅四号棟十一号 | 特定非営利活動法人夢みの里 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四七二二〇〇九八八 | 在宅複合型施設さくらの里 若柳 栗原市若柳川北塚原十五番地五号    | 社会福祉法人宮城福祉会   | 平成二十二年三月三十一日 |

四 介護予防短期入所生活介護

|            |                                 |             |              |
|------------|---------------------------------|-------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称及び所在地                     | 事業者の名称      | 廃止年月日        |
| 〇四七二二〇〇九八八 | 在宅複合型施設さくらの里 若柳 栗原市若柳川北塚原十五番地五号 | 社会福祉法人宮城福祉会 | 平成二十二年三月三十一日 |

五 介護予防福祉用具貸与

|            |                                       |              |              |
|------------|---------------------------------------|--------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称及び所在地                           | 事業者の名称       | 廃止年月日        |
| 〇四七一四〇〇〇九三 | やすらぎ福祉用具貸与事業所 東松島市大塚字長浜一百六十九番地の一      | 社会福祉法人やすらぎ会  | 平成二十二年三月五日   |
| 〇四七五二〇一三六四 | 株式会社シバタインテックヘルスケアレンタル事業部 仙台市宮城野区日の出町三 | 株式会社シバタインテック | 平成二十二年三月三十一日 |

六 特定介護予防福祉用具販売

|            |   |              |              |
|------------|---|--------------|--------------|
| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称及び所在地                                 | 事業者の名称       | 廃止年月日        |
| 〇四七五二〇一三六四 | 株式会社シバタインテックヘルスケアレンタル事業部 仙台市宮城野区日の出町三丁目五番二号 | 株式会社シバタインテック | 平成二十二年三月三十一日 |

〇宮城県告示第四百五十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|            |                             |                   |             |              |
|------------|-----------------------------|-------------------|-------------|--------------|
| 事業所番号      | 事業所の名称及び所在地                 | 廃止した指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名        | 廃止年月日        |
| 〇四一五二〇〇五二六 | セントケア仙台東 仙台市宮城野区東仙台二丁目十七番五号 | 行動援護              | セントケア宮城株式会社 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四一五五〇〇五四五 | セントケア泉中央 仙台市泉区泉中央三丁目六番十三号   | 行動援護              | セントケア宮城株式会社 | 平成二十二年三月三十一日 |

〇宮城県告示第四百五十八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

|      |           |                        |           |             |
|------|-----------|------------------------|-----------|-------------|
| 認証番号 | 品目        | 申請者の氏名                 | 製造業者の名称   | 製造所等の所在地    |
| 百七十  | 蒸し・ゆで魚介藻類 | 水月堂物産株式会社 代表取締役社長 阿部芳寛 | 水月堂物産株式会社 | 石巻市渡波字浜菅根山七 |

二 認証年月日

平成二十二年四月十九日

○宮城県告示第四百五十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり育種母樹林を指定する。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 指定番号         | 樹種 | 所在場所               | 本数   | 面積   | 所有者                  |      |
|--------------|----|--------------------|------|--|----------------------|------|
|              |    |                    |      |  | 住所                   | 名称   |
| 宮城育<br>二二二・一 | スギ | 刈田郡蔵王町大字平沢字赤鬼上六四番  | 二五〇本 | 〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇 | 刈田郡蔵王町大字平沢字赤鬼上一七番地の一 | 佐藤靖  |
| 宮城育<br>二二二・二 | スギ | 巨理郡巨理町達隈二番一        | 四一本  | 〇・〇〇七<br>〇・〇〇七<br>〇・〇〇七<br>〇・〇〇七<br>〇・〇〇七<br>〇・〇〇七<br>〇・〇〇七<br>〇・〇〇七 | 巨理郡巨理町達隈地            | 佐藤光紀 |
| 宮城育<br>二二二・三 | スギ | 巨理郡巨理町達隈鹿島字北鹿島六一番一 | 一五六本 | 〇・〇三二<br>〇・〇三二<br>〇・〇三二<br>〇・〇三二<br>〇・〇三二<br>〇・〇三二<br>〇・〇三二<br>〇・〇三二 | 巨理郡巨理町達隈鹿島字吹田七六番地    | 佐藤光紀 |
| 宮城育<br>二二二・四 | スギ | 加美郡加美町菜切谷字青木原三番五   | 一〇〇本 | 〇・〇五〇<br>〇・〇五〇<br>〇・〇五〇<br>〇・〇五〇<br>〇・〇五〇<br>〇・〇五〇<br>〇・〇五〇<br>〇・〇五〇 | 加美郡加美町菜切谷字大柳一一番地     | 六戸庄八 |
| 宮城育<br>二二二・五 | スギ | 栗原市高清水中の茎九四番四二一    | 三〇〇本 | 〇・〇六〇<br>〇・〇六〇<br>〇・〇六〇<br>〇・〇六〇<br>〇・〇六〇<br>〇・〇六〇<br>〇・〇六〇<br>〇・〇六〇 | 栗原市高清水中の茎九四番地の一      | 堀越祐寿 |
| 宮城育<br>二二二・六 | スギ | 栗原市高清水天王沢一二番三三     | 二〇〇本 | 〇・〇一〇<br>〇・〇一〇<br>〇・〇一〇<br>〇・〇一〇<br>〇・〇一〇<br>〇・〇一〇<br>〇・〇一〇<br>〇・〇一〇 | 栗原市高清水天王沢一二番三三       | 佐藤裕行 |
| 宮城育<br>二二二・七 | スギ | 東松島市赤井字関の内四号八七番一   | 二〇〇本 | 〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇<br>〇・〇三〇 | 東松島市赤井字関の内四号三四〇番一    | 齋藤豊彦 |
| 宮城育<br>二二二・八 | スギ | 東松島市赤井字星場二二〇番一     | 二九〇本 | 〇・〇三八<br>〇・〇三八<br>〇・〇三八<br>〇・〇三八<br>〇・〇三八<br>〇・〇三八<br>〇・〇三八<br>〇・〇三八 | 東松島市赤井字星場二一六番地       | 大原繁  |

○宮城県告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の三・一の十五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

飛砂の防備

解除の理由

海岸保全施設用地とするため

解除予定保安林の所在場所

巨理郡山元町山寺字須賀一の三・一の十五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

公衆の保健

解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市小原字七里沢一の一、一の五から一の九まで

指定の目的

水源のかん養

指定施設要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字若林山三六の二七五、三六の三〇〇、三六の四六四、三六の四六五、三六の四九九

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに白石市役所及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年四月三十日

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市東和町米川字山根二二三の二、二四三の二、字北上沢一〇二の二、一七五の二、津山町柳津字幣崎六の一〇、字平形三九の一、津山町横山字竹の沢二の三五、二の三八、二の四〇、二の四一、二の四三、一九一の二二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町入谷字篝畑二四五の一〇、二四五の四九、二四五の五〇、字若沢三五八の二五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町大字今宿字丸丹四三三の一、四三四の一、字反身一六の二、字窪畑三〇の九、三九

の三、字大原一の一、字立野北原一〇五の四、字立野東原四一の三、四五の二、五〇の二、五一の一

- 二、大字前川字松下四四の一、五七の四、字大手原山一の九、一の二二、一の三三、一の三三、一の三五、一の一四二、一の一五九、字羽根坂山二四の二二、二四の二二、二四の二七、二四の二九、二四の六六五から二四の六六九まで、字腹帯四八の三、字荒町四五の三、四五の七、字中原一の二、一五の三、三三の三、四九の三、五〇の二、字垣ノ外の一、字本屋敷三五の三、四〇の四、四〇の七、大字川内字四ヶ銘山一三の一、三三の一、四三、六三の一、刈田郡蔵王町大字田田字谷地五一の二、七二の二、字十文字北一〇五の二、宮字松手七二の二、九四の六、字海道西川添一の二、一〇〇の二、一〇〇の二〇、一〇四の二、遠刈田温泉字千間一六の三、字開発三六の二、四〇の一、四八の三
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 変更後の指定施設要件
  - 1 立木の伐採の方法  
次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）並びに廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 委託内容                                 | 委託期間                       | 委託の相手方 |
|--------------------------------------|----------------------------|--------|
| 塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収            | 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 塩竈市    |
| 石巻漁港、渡波漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収 | 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 石巻市    |
| 気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収           | 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 気仙沼市   |
| 女川漁港における岸壁、物揚場及び棧                    | 平成二十二年四月一日から               | 女川町    |

| 橋の使用料の徴収                   | 橋の使用料の徴収  | 橋の使用料の徴収  | 橋の使用料の徴収  | 橋の使用料の徴収  |   |
|----------------------------|---|---|---|---|---|
| 志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収 | 平成一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇 | 平成一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇 | 平成一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇 | 平成一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇 | 平成一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇 |

○宮城県告示第四百六十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 商号又は名称等                      | 主たる営業所の所在地        | 建設業許可番号         | 申請区分及び許可を取り消した建設業の種類   | 受付年月日        |
|------------------------------|-------------------|-----------------|--|--------------|
| 一 許可を取り消した年月日<br>平成二十二年四月二十日 |                   |                 |  |              |
| 二 商号又は名称等                    |                   |                 |  |              |
| 有限会社石川工務店 幸知                 | 巨理郡巨理町字境堤六十七・一    | 般・十七号 第六百七十二    | 全部廃業<br>一般建設業<br>大工工事業   | 平成二十二年三月十八日  |
| 春日建設株式会社 後藤 嘉明               | 石巻市八幡町二丁目一・二十五    | 般・特・十九号 第二千九号   | 全部廃業<br>特定建設業<br>土木工事業<br>とび・土工事業<br>石工事業<br>ほ装工事業<br>水道施設工事業<br>一般建設業<br>管工事業 | 平成二十二年三月二十四日 |
| 有限会社佐藤木工店 佐藤 八哉              | 仙台市若林区上飯田三丁目七・二十八 | 般・十九号 第八千六百五十七号 | 全部廃業<br>一般建設業<br>建築工事業   | 平成二十二年三月十九日  |

|                          |                        |                          |                        |                  |
|--------------------------|------------------------|--------------------------|------------------------|------------------|
| 上杉建設設計事務所<br>上杉 賢治       | 白石市十王堂北七十三<br>一        | 般・十七<br>第八千八百十<br>四号     | 全部廃業<br>一般建設業<br>大工工事業 | 平成二十二年<br>三月三十日  |
| 株式会社城栄鉄<br>工 丹治 きよみ      | 多賀城市浮島字高原百<br>七十一・十一   | 般・十七<br>第一万二二<br>号       | 全部廃業<br>鋼構造物工事業        | 平成二十二年<br>三月二十六日 |
| 有限会社クオリ<br>ティライフ<br>島田 宏 | 仙台市泉区南光台東一<br>丁目二・十六   | 般・十八<br>第一万四千三<br>百七十四号  | 全部廃業<br>一般建設業<br>管工事業  | 平成二十二年<br>三月三十日  |
| 有限会社藤島建<br>装 藤島 文男       | 仙台市泉区野村字前河<br>原八・一     | 般・二十一<br>第一万七千三<br>百三十二号 | 一部廃業<br>一般建設業<br>土木工事業 | 平成二十二年<br>三月十六日  |
| 赤間工務店<br>赤間 敏夫           | 黒川郡大和町吉田字中<br>峯百四十一    | 般・十八<br>第一万七千六<br>百四十四号  | 全部廃業<br>大工工事業          | 平成二十二年<br>三月二十四日 |
| 大日塗装工業<br>青山 大栄          | 仙台市宮城野区清水沼<br>一丁目七・二十六 | 般・十八<br>第一万二千四<br>百二十九号  | 一部廃業<br>一般建設業<br>建築工事業 | 平成二十二年<br>三月二十三日 |

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百六十七号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 二・二・四〇一 佐浦町公園、二・二・四〇六 港町公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番地の一 なかだ農産物直売所管理運営組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四釜字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目一番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
加美郡色麻町四釜字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十二年四月三十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 鈴 木 元 悦

|           |     |              |             |
|-----------|-----|--------------|-------------|
| 届出者の名称    | 地区名 | 事業の名称        | 工事を完了年月日    |
| 角田隈東土地改良区 | 北谷地 | 豊かなふる里保全整備事業 | 平成二十二年三月十九日 |

○宮城県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市泉土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月三十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 土 井 敏

一 就任した者

|             |       |                  |     |
|-------------|-------|------------------|-----|
| 就任年月日       | 氏名    | 住 所              | 役職名 |
| 平成二十二年四月十一日 | 若生 祐市 | 仙台市泉区野村字川ノ上十八番地  | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 加藤 徹  | 仙台市泉区朴沢字中在家五十八番地 | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 鶴田 博  | 仙台市泉区福岡字西泉三十番地   | 理事  |

二 退任した者

|             |        |                      |     |
|-------------|--------|----------------------|-----|
| 退任年月日       | 氏名     | 住 所                  | 役職名 |
| 平成二十二年四月十一日 | 伊藤 孝   | 仙台市泉区古内字北三番地         | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 若生 久二  | 仙台市泉区野村字舞台一番地        | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 針生 清   | 仙台市泉区西田中字台三十四番地      | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 伊藤 庄一  | 仙台市泉区小角字中原三十四番地      | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 石川 広治  | 仙台市泉区松森字下町十八番地       | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 佐藤 芳治  | 仙台市泉区朴沢字山田十四番地       | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 庄 司 功  | 仙台市泉区根白石字町東三十五番地     | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 川 嶋 房也 | 仙台市泉区実沢字森子田二十九番地     | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 高 橋 修  | 仙台市泉区実沢字上林七番地        | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 志 賀 久  | 仙台市泉区松森字台七十六番地       | 理事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 庄 司 俊一 | 二 仙台市泉区根白石字町東四十三番地の二 | 監事  |
| 平成二十二年四月十一日 | 佐藤 末雄  | 仙台市泉区松森字西沢三十二番地の二    | 監事  |

|            |       |                  |     |
|------------|-------|------------------|-----|
| 退任年月日      | 氏名    | 住 所              | 役職名 |
| 平成二十二年四月十日 | 石川 昇  | 仙台市泉区実沢字熊野山十七番地  | 理事  |
| 平成二十二年四月十日 | 若生 祐市 | 仙台市泉区野村字川ノ上十八番地  | 理事  |
| 平成二十二年四月十日 | 加藤 徹  | 仙台市泉区朴沢字中在家五十八番地 | 理事  |
| 平成二十二年四月十日 | 鶴田 博  | 仙台市泉区福岡字西泉三十番地   | 理事  |
| 平成二十二年四月十日 | 郷 湖 忠 | 仙台市泉区市名坂字本町十番地   | 理事  |
| 平成二十二年四月十日 | 鈴木 稔  | 仙台市泉区松森字台八十三番地   | 理事  |

|            |        |                    |    |
|------------|--------|--------------------|----|
| 平成二十二年四月十日 | 伊藤 孝   | 仙台市泉区古内字北三番地       | 理事 |
| 平成二十二年四月十日 | 若生 久二  | 仙台市泉区野村字舞台一番地      | 理事 |
| 平成二十二年四月十日 | 針生 清   | 仙台市泉区西田中字台三十四番地    | 理事 |
| 平成二十二年四月十日 | 鷲尾 邦夫  | 仙台市泉区根白石字町西上六番地    | 理事 |
| 平成二十二年四月十日 | 熊谷 幸夫  | 仙台市泉区朴沢字後向二十三番地    | 理事 |
| 平成二十二年四月十日 | 赤間 武夫  | 仙台市泉区実沢字去田孫八三十番地   | 理事 |
| 平成二十二年四月十日 | 伊藤 庄一  | 仙台市泉区小角字中原三十四番地    | 理事 |
| 平成二十二年四月十日 | 庄司 俊一  | 仙台市泉区根白石字町東四十三番地の二 | 監事 |
| 平成二十二年四月十日 | 赤木 久一郎 | 仙台市泉区市名坂字野蔵八十五番地   | 監事 |

○宮城県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市豊里町土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年四月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

一 就任した者

|             |       |                  |    |
|-------------|-------|------------------|----|
| 平成二十二年四月十七日 | 伊澤 晃  | 登米市豊里町内一番江三十八番地一 | 理事 |
| 平成二十二年四月十七日 | 佐藤 幸喜 | 登米市豊里町十五貫百二十五番地  | 理事 |
| 平成二十二年四月十七日 | 山形 孝男 | 登米市豊里町新田町百六十六番地  | 理事 |
| 平成二十二年四月十七日 | 星 孝   | 登米市豊里町久寿田九十九番地一  | 理事 |
| 平成二十二年四月十七日 | 渡辺 重利 | 登米市豊里町竹ノ沢七十五番地   | 理事 |

二 退任した者

|             |        |                 |    |
|-------------|--------|-----------------|----|
| 平成二十二年四月十七日 | 佐藤 悟   | 登米市豊里町新田町百二十九番地 | 理事 |
| 平成二十二年四月十七日 | 加藤 政昭  | 登米市豊里町土手下六十番地   | 理事 |
| 平成二十二年四月八日  | 佐々木 功  | 登米市豊里町蕪木百十四番地   | 監事 |
| 平成二十二年四月八日  | 佐々木 謙一 | 登米市豊里町浦軒六十八番地   | 監事 |

|             |        |                  |    |
|-------------|--------|------------------|----|
| 平成二十二年四月十六日 | 伊澤 晃   | 登米市豊里町内一番江三十八番地一 | 理事 |
| 平成二十二年四月十六日 | 佐藤 幸喜  | 登米市豊里町十五貫百二十五番地  | 理事 |
| 平成二十二年四月十六日 | 山形 孝男  | 登米市豊里町新田町百六十六番地  | 理事 |
| 平成二十二年四月十六日 | 星 孝    | 登米市豊里町久寿田九十九番地二  | 理事 |
| 平成二十二年四月十六日 | 今井 兼也  | 登米市豊里町白鳥四十九番地    | 理事 |
| 平成二十二年四月十六日 | 佐々木 章一 | 登米市豊里町新田町八十一番地一  | 理事 |
| 平成二十二年四月十六日 | 佐々木 政勝 | 登米市豊里町保手六十三番地一   | 理事 |
| 平成二十二年四月七日  | 佐々木 功  | 登米市豊里町蕪木百十四番地    | 監事 |
| 平成二十二年四月七日  | 佐々木 謙一 | 登米市豊里町浦軒六十八番地    | 監事 |

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 名取市愛島台七丁目百一番四及び百一番三十五

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東京都文京区後楽二丁目二番八号  
五洋建設株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十二年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 二百キロリットル  
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年四月十三日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社塩釜商会 塩竈市北浜三丁目九番二十六号

五 落札金額 千四百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年三月九日

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第五十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険川崎病院の項の次に次のように加える。

医療法人仁泉会 川崎こころ病院 同 郡同 町大字川内字北川原山七一番地

附 則

この告示は、平成二十二年四月三十日から施行する。